



広報はくば



















※広報はくばでは毎月表紙写真を公募しています。ご提供いただける場合は、白馬村役場総務課へご連絡ください。

2026 11
Vol.602

白馬村村制施行70周年記念・第56回白馬村文化祭を開催しました

10月30日（金曜日）から11月1日（日曜日）までの3日間にわたり、協和ウイング白馬で白馬村村制施行70周年記念・第56回白馬村文化祭を開催しました。

会場では、芸術や音楽、伝統文化、演劇など、白馬村で取り組まれている多彩な文化活動が展示や発表などさまざまなかたちで披露されました。多くの皆さんにご参加いただき、文化活動への理解を深めるとともに、その魅力や楽しさを分かち合う機会となりました。

これからも白馬村の豊かな文化が次世代へと受け継がれ、地域の皆さんの活動の輪がさらに広がっていくことが期待されます。

広報はくば

みんなで、豊かな白馬村を、次世代へ 白馬村自治基本条例 ……2
村職員人事行政の運営状況をお知らせします…… 4
いわゆる「年収の壁」に関する令和8年度税制改正の主な内容 ……6
令和8年分青色決算説明会のご案内（個人事業主の皆様へ）……9
冬の水道管破裂等漏水事故に注意…… 11
介護現場のお手伝いはじめませんか…… 12

館報はくば

第42回白馬席書大会が開催されました …… 2

共に生き　豊かさを育む　支え合いと幸せがめぐる　Best Living Village

みんなで、豊かな白馬村を、次世代へ

白馬村自治基本条例

より良い村づくりに向けて、私たちが大切にしたい考え方や、それぞれの役割など、村づくりの基本的なルールについて定めた「白馬村自治基本条例」を制定しました。この連載では、条例の内容を紹介しながら、一人ひとりにできることや、地域との関わりについて考えていきます。

第2回 自治の主役を担うのは？

前回は、条例の前文、第1章 目的・用語の定義、第2章 自治の基本理念・基本原則を紹介しました。

今回は、第3章「各主体の権利、役割及び責務」に規定される、白馬村の自治に関わる様々な主体の役割と責務を紹介します。

■それぞれの立場で、できることから。

村のことは、役場が決めて、役場が取り組むもの。そう思っていませんか？

もちろん、行政には行政の役割があります。しかし、地域の暮らしをより良くしていくためには、行政だけの力では解決できない課題も多くあります。

地域の行事を続けること、子どもたちを地域で見守ること、豊かな自然や景観を守ること、これからの白馬村について考えること。こうした取り組みには、村民、行政区、事業者、議会、行政など、様々な人や組織の力が必要です。

大切なのは、特定の主体だけが頑張るのではなく、それぞれが自分の役割を果たし、互いに協力することです。

1 村民は、まちづくりの担い手

村民は、村政に参加したり、村政に関する情報公開を請求したり、平等に行政サービスを受けたりする権利を持っています。

一方で、自らが自治の主体であることを自覚し、まちづくりに積極的に関わる責務を有しています。お互いの自由や人権を尊重し、自分の発言や行動に責任を持つことも大切です。

ここでいう「村民」には、村内に住所を有する人だけでなく、村内に通勤・通学する人、村内で事業活動や公益の増進に取り組む人も含まれます。

また、こどもには、健やかに成長し、幸せに生活する権利や、年齢や発達に応じて意見を表明し、地域社会に参画する権利があります。

高齢者も、長年培ってきた知識や経験を生かして地域に貢献するとともに、村政に参加し、住み慣れた地域で安心して暮らす権利を持っています。

年齢や立場にかかわらず、一人ひとりが地域をつくる大切な存在です。

2 行政区は、地域のつながりを支える

行政区は、地域の課題を解決し、地域福祉の向上や、安全で安心して暮らせるまちづくりを進める重要な担い手です。

地域のつながりを深め、互いに支え合うことは、災害時の助け合いや、日常の見守りなどにもつながります。

条例では、行政区が住民等にとって加入しやすく、活動に参加しやすい環境づくりに努めることも定めています。また、住民の役割として、行政区の役割を理解し、自主的な加入や地域活動への参加を通じて、住みよい地域社会を維持・発展させることを定めています。

地域の活動を次の世代につないでいくためにも、誰もが参加しやすい地域づくりを推進していくことが大切です。

3 事業者も、地域をつくる一員

事業者は、地域社会の一員として、地域との調和を図り、白馬村の持続的な発展に貢献する役割を担っています。

白馬村の事業活動は、豊かな自然や景観などの地域資源に支えられています。その価値を守り、生かすとともに、行政区や地域団体と協力して、事業活動の基盤となるまちづくりに関わることが大切です。

地域で事業を営むことと、地域の未来をつくることは、切り離せない関係にあります。

4 議会は、民意を把握し、政策を立案・提言する

議会は、村政における意思決定を担い、村政が適正に行われているかを監視・評価する役割を持っています。

また、村民の意見を把握し、政策の立案や提言につなげることも重要な役割です。

議員は村民全体の代表者として、公正かつ誠実に活動し、村民の生活の向上と福祉の増進を目指します。

5　行政は、情報を伝え公正・誠実・効果的に村政を運営する

村長は村を代表し、計画の策定や政策の立案、実施、評価を通じて、村政を運営します。村民に分かりやすく情報を提供し、意見を把握して村政に反映させることも求められます。

また、村職員は、村民の視点に立って公正・誠実に職務を行い、村民との信頼関係を築くことが求められます。

6　それぞれの力を持ち寄り、よりよい白馬村へ

村民、行政区、事業者、議会、行政それぞれの役割は異なりますが、目指すのは、誰もが安心して暮らし続けることができる、豊かな地域社会です。

自分にできることを考える。地域の活動に参加する。事業を通じて地域に貢献する。村政に関心を持ち、意見を伝える。そんな一つひとつの行動が、白馬村の自治を支えています。

自治は、誰かに任せるものではなく、みんなで担うもの。

それぞれの立場や考え方を尊重し、力を合わせながら、これからの白馬村をつくっていきましょう。

自治によるまちづくりを推進するための各主体の役割と責務

こども

- 一人の人間として尊重され、健やかに成長し、幸福な生活を送る権利を有する。
- 年齢・発達の程度に応じて、自らの意見を表明する権利と地域社会に参画する権利を有する。

高齢者

- 知識・経験・能力を活用して地域社会の発展に貢献する。
- 地域の歴史・文化・生活の知恵を次世代へ継承する。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし、生きがいを持って地域生活を営む権利を有する。

村民

- 自治の主体・まちづくりの担い手として、村政に参加する。
- 次世代に配慮して持続可能な社会の実現に向けて行動する。
- 自主的に行政区に加入して地域活動に参加する。
- 住民同士の連携を深め、地域課題の解決に取り組み、住みよい地域社会を維持・発展させる。

行政区

- 村政の円滑な運営に協力する。
- 相互扶助の精神に基づき地域課題を解決し、地域福祉の向上と安全・安心なまちづくりに努める。
- 住民が加入・活動しやすい環境づくりに努める。

事業者

- 地域の一員として地域との調和を図り、地域資源の保全・活用に努める。
- 行政区等と協力してまちづくりに積極的に参加する。

協働
自治の主体

議会

- 村政の最高意思決定機関として公平かつ公正に政策等を決定する。
- 村政を監視・評価する。
- 議会活動に関する情報を村民に共有する。
- 村民の意思の把握に努め、政策立案・政策提言を行う。

村長等（行政）

- 公正かつ誠実に村政を運営し、自治に基づくまちづくりを推進する。
- 村政に関する情報をわかりやすく提供し、村民の意見を把握して村政に反映させる。
- 財源の確保に努め、計画の策定・評価を行う。

白馬村行政公式ホームページ
自治基本条例

条文・逐条解説等は白馬村行政公式ホームページでご覧いただくか、白馬村役場総務課窓口でも配布しています。

お問合せ　白馬村役場 総務課　電話：0261-72-7002　ファックス：0261-72-7001

村職員人事行政の運営状況をお知らせします

村の人事行政を村民の皆さんに理解していただくために、「白馬村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員数や給与、服務などの状況について公表します。

●職員の任免および職員数の状況

▼部門別職員数の状況と主な増減理由　（各年4月1日現在）

部門	令和8年度職員数	令和7年度職員数	前年比	増減理由
一般行政※1	77人	76人	2人	職員採用人数の増加
教育※2	16人	14人	2人	職員採用人数の増加
公営企業等※3	10人	10人	0人	
合計（定数）	103人（115人）	100人（115人）	4人	

※1　議会、総務、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の職員総数
※2　教育委員会に係る職員数
※3　国民健康保険事業、下水道事業、水道事業などの職員総数
※合計欄の「定数」は白馬村職員定数条例に規定する定数

▼採用及び退職の状況　（各年4月1日現在）

区分		令和8年度	令和7年度
採用	新規採用（前年度中の採用者を含む）	13人	4人
	新規再任用	0人	1人
	育休代替職員の臨時的任用	0人	1人
	計	13人	6人
退職等	定年退職		2人
	自己都合		6人
	再任用職員の再度任用無し		1人
	育休代替職員の任用終了		1人
	計		10人

●管理職の在職状況／職務所の地位別在職状況

区分	総数	うち女性数	女性比率
課長相当職	14人	2人	14.3%
課長補佐相当職	4人	1人	25.0%
係長相当職	26人	10人	38.5%

※職員数103名のうち、38名が女性職員

●職員の服務の状況／職員の勤務時間その他勤務状況／職員の休業に関する状況

▶勤務時間　午前8時30分から17時15分（週38時間45分）
※休憩時間は正午から13時です。

▶年次休暇の取得状況（令和7年中）平均12.6日

▼育児休業の取得状況　（令和8年4月1日現在）

区分	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満
男性	3人	0人	0人
女性	3人	0人	0人

●職員の福祉及び利益の保護の状況

▼健康診断などの実施状況　（令和7年度）

区分	人数など
健康診断受診者数	67人
人間ドック受診者数	42人
がん検診受診者数	18人
公務・通勤災害の認定数	1件
不利益処分に関する不服申し立て	0件

●職員の給与の状況

▼人件費（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額	人件費	人件費率
令和7年度	R8.3.31現在 8,875人	75億1,721万円	11億1,379万円	14.8%

※議員報酬、委員報酬、特別職報酬等を含みます。

▼福利厚生事業

地方公務員法第４２条に基づく職員の保健、元気回復その他厚生事業に関する事項を実施するため、福利厚生のための団体「白馬村職員互助会」を条例に基づき設置し独自事業を実施するとともに、「長野県市町村職員互助会」への事業委託により福利厚生事業を実施しています。

村職員は互助会会費として給料月額の1,000分の4.8に相当する額（令和７年度2,100千円）を納め、村からは互助会負担金として給料月額の1,000分の2.3に相当する額等（令和７年度1,203千円）を負担しています。

※上記会費の内給料月額の1,000分の2.8（令和７年度1,228千円）を個人会費として、また上記負担金の内給料月額の1,000分の2.3（令和７年度1,203千円）を負担金として長野県市町村職員互助会に納めています。
※互助会には白馬村社会福祉協議会及び白馬山麓事務組合職員も加入しており、上記の会費・負担金からは省いて計上してあります。

●職員の研修の状況　（令和7年度）

区分	研修内容	修了者数
職員全体研修	地球温暖化対策研修	42人
職員全体研修	例規システム操作研修	15人
職員全体研修	個人情報保護制度研修	35人
長野県市町村職員研修センター等研修	各種研修（一般職員研修、ヘビークレーム研修、人事評価研修等）	56人

●職員の分限及び懲戒処分の状況　（令和7年度）

区分	人数
分限区分※1	0人
懲戒区分※2	0人

※1　職員が職責を十分に果たせない場合に、公務の能率維持などを目的として行う、降任、免職、休職、降給の処分
※2　職員の義務違反などがある場合に、公務における規律と秩序維持を目的として行う、戒告、減給、停職、免職の処分

●職員の人事評価の状況

地方公務員法の改正により、平成28年度から人事評価制度が法律上の制度として義務付けられました。人事評価は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するため、公正かつ定期的に行わなければならないこととされています。

本村においても、「白馬村職員人事評価実施規程」により、評価基準の明示や評価結果の本人への開示などの仕組みを導入し、評価の観点として「能力評価」と「業績評価」の両面から評価して、人事管理の基礎とすることを定めています。

取組状況としては、公正な評価の確保のために評価者を対象とした研修会を実施しており、処遇反映については、令和５年12月の勤勉手当及び令和６年１月の昇給から行っています。

▼職員給与費（一般会計予算）

区分	職員数	給与費				1人当たり給与費
	（A）	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	（B／A）
令和8年度	95	3億5,324万2千円	7,320万2千円	1億3,918万1千円	5億6,562万5千円	595万4千円

※職員手当には退職手当を含みません。
※一般会計上の職員数のため、全職員数と異なります。

▼職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢

（令和8年4月1日現在）

区分	一般行政職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
白馬村	32万4千円	37万1千円	41.3歳
国	34万2千円	42万8千円	41.7歳

※給与月額は、給料月額に扶養手当、住居手当、時間外手当などの諸手当を加えた額です。※国の平均給与月額及び平均年齢は、国家公務員給与等実態調査より抜粋しています。

▼職員の初任給

（令和8年4月1日現在）

区分		白馬村
一般行政職	大学卒	232,000円
	高校卒	200,300円

▼特別職給料、議員報酬の状況

（令和8年4月1日現在）

区分	月額	期末手当
村長	696,000円	6月期　1.725月分 12月期　1.725月分 計　3.450月分
副村長	591,000円	
議長	304,000円	
副議長	240,000円	
議員	216,000円	

●職員の手当の状況／職員の退職管理の状況

▼期末手当、勤勉手当

（令和8年4月1日現在）

区分	支給割合				計
	6月期		12月期		
	期末	勤勉	期末	勤勉	
4級以下	1.2625月分	1.0625月分	1.2625月分	1.0625月分	4.65月分
5級以上	1.0625月分	1.2625月分	1.0625月分	1.2625月分	4.65月分

▼退職手当

（令和8年4月1日現在）

区分	支給割合			
	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	その他の加算措置
支給率等	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	定年前早期退職特例措置（3%～45%）
国の制度（支給率等）	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	定年前早期退職特例措置（3%～45%）

▼その他の主な手当

（令和8年4月1日現在）

区分	支給内容		
扶養手当	○扶養親族たる子／1人につき月額13,000円（16歳～22歳は5,000円加算） ○上記以外の扶養親族／1人につき月額6,500円		
寒冷地手当（11月～翌年3月）	○世帯主である職員で扶養親族のある者／月額19,800円 ○世帯主である職員で上記以外の者／月額11,400円 ○その他の職員／月額8,200円		
住居手当	○住宅（貸間を含む）の借り受け、家賃月額が16,000円を超え27,000円以下の場合／月額上限11,000円 ○住宅（貸間を含む）を借り受け、家賃月額が27,000円を超える場合／月額上限28,000円		
通勤手当	○交通機関等利用の場合／通勤に要する運賃相当額（月額上限150,000円） ○交通用具使用者の場合／片道2ｋｍ以上で月額2,300円から（上限は片道100ｋｍ以上の場合で月額66,400円）		
管理職手当	部局	職	支給額
	村長部局	総務課長	50,800円
		参事兼課長	46,900円
		総務課長以外の課長又は会計室長	43,100円
		保健福祉ふれあいセンター所長	43,100円
		総務課長補佐	39,100円
	企業職員	事務局長	43,100円
	選挙管理委員会事務局	事務局長	43,100円
	議会事務局	事務局長	43,100円
	監査委員事務局	事務局長	43,100円
	農業委員会事務局	事務局長	43,100円
	教育委員会事務局	事務局長	43,100円
	※村長部局の課長と行政委員会の事務局と兼務している場合は一の管理職手当のみ支給		
特殊勤務手当	○伝染病防疫手当　1回1,000円 ○危険作業手当　1回1,000円 ○行旅病人取扱手当　1件1,000円 ○行旅死亡人取扱手当　1件3,000円 ○野犬捕獲手当　1回　500円 ○有害鳥獣駆除手当　1回1,000円		

▼時間外・休日出勤手当（令和7年度一般会計決算）

区分	金額
支給実績	2,693万1千円
職員一人当たりの平均	25万6千円

▼一般行政職の級別職員状況

（令和8年4月1日現在）

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的職務名	主事	主任	主査・主幹	係長・課長補佐	課長	課長・参事
職員数	7人	12人	17人	19人	11人	1人
構成比	10.4%	17.9%	25.4%	28.4%	16.4%	1.5%

※一般行政職とは、税務職、看護・保健職、福祉職、企業職などを除いたものです。
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する職名です。
※再任用職員を除いた職員数です。

（令和7年度　給与実態調査より）

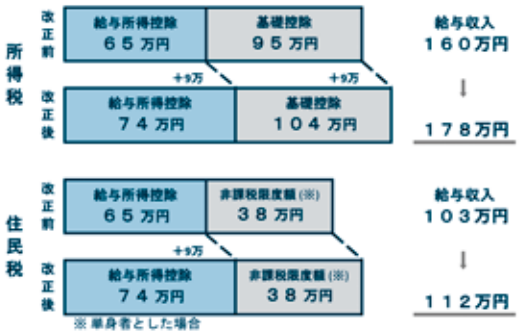
お問合せ　白馬村役場　総務課　電話：0261-72-7002　ファックス：0261-72-7001

いわゆる「年収の壁」に関する令和８年度税制改正の主な内容

「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」として、所得税（国税）と住民税（村県民税）の制度が改正されました。
改正後の制度は、令和８年中（令和８年１月１日から12月31日）の収入について、令和８年分所得税及び令和９年度分住民税から適用となります。

給与所得者について、非課税となる収入の上限が変わります。

① 所得税の基礎控除額が、95万円から最大104万円まで引き上げられました。
② 所得税と住民税の給与所得控除の最低保障額が65万円から74万円に引き上げられました。

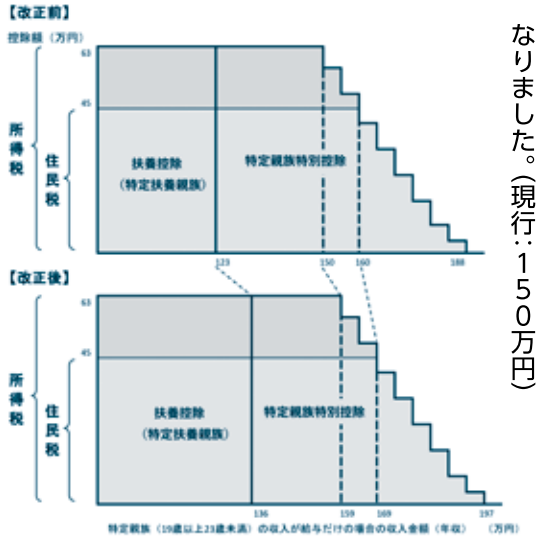


これにより、所得税と住民税がかかる年収の水準が、次のように変わります。

給与の収入金額（年収）	改正前		改正後	
	住民税	所得税	住民税	所得税
～103万円	非課税	非課税	非課税	非課税
～112万円	課税			
～160万円			課税	
～178万円		課税		

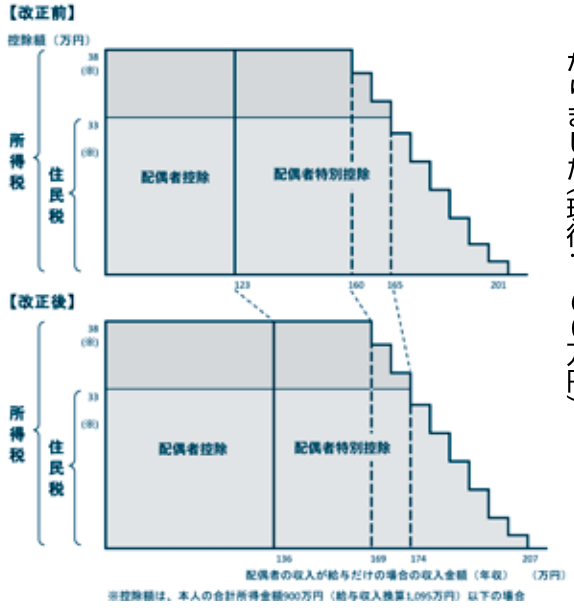
控除対象となる大学生年代の子等の収入要件が変わります。

アルバイト等により収入を得ている大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等について、
① 扶養控除（特定扶養親族）が適用される合計所得金額の上限が、62万円（給与収入に換算すると136万円）に引き上げられました（現行：58万円、給与収入に換算すると123万円）
② 給与所得控除の最低保障額が74万円（現行：65万円）に引き上げられたことにより、特定親族特別控除の適用時、扶養控除と同額の控除が受けられる給与収入の上限が159万円となりました。（現行：150万円）

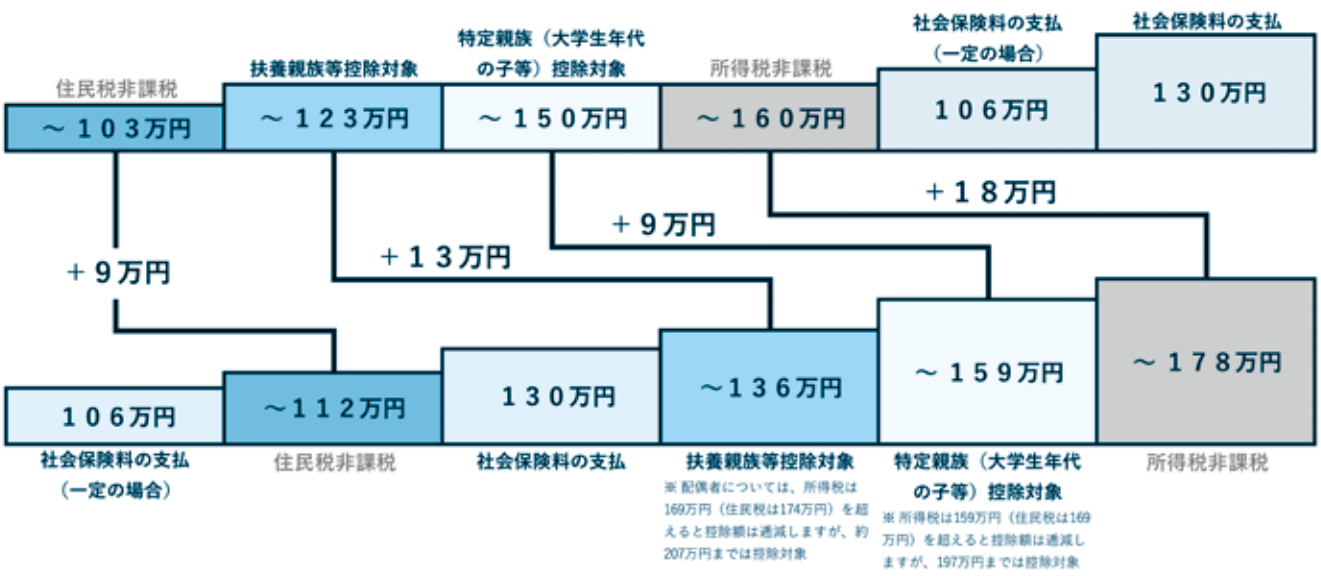


控除対象となる配偶者の収入要件が変わります。

パート等で給与収入を得ている配偶者について、
① 配偶者控除が適用される合計所得金額の上限が、62万円（給与収入に換算すると136万円）に引き上げられました（現行：58万円、給与収入に換算すると123万円）
② 給与所得控除の最低保障額が74万円（現行：65万円）に引き上げられたことにより、配偶者特別控除の適用時、配偶者控除と同額の控除が受けられる給与収入の上限が169万円となりました（現行：160万円）



【参考】　年間給与収入に応じた各種制度（令和8年度税制改正による変化）



社会保険料などを含めた個別の影響については、別途ご注意ください

・実質的な手取り金額への影響は、税負担以外に発生する社会保険料の負担や、各種給付・手当等の変化なども考慮する必要があります。

・給付・手当・サービス等の中には、住民税が非課税であることが要件となるものや、収入金額によって内容が変動するものがあります。

個別の影響については、各種サービス担当やお勤めの会社など、それぞれの窓口へご確認ください。

個人住民税と所得税の主な改正事項

改正内容	個人住民税 令和8年分所得に係る令和9年度課税分から適用	所得税（参考） 令和8年分所得から適用
給与所得控除の見直し	＜最低保障額＞　改正前６５万円　➡　改正後７４万円	
基礎控除の見直し	改正無し　（現行 最大４３万円）	改正前　最大９５万円 ➡　改正後　最大１０４万円
扶養親族等に係る所得要件の引き上げ ※合計所得金額	＜配偶者や親族等の所得要件＞　改正前５８万円以下　➡　改正後６２万円以下※1	
課税されない収入の範囲 ※給与収入のみ単身者の場合	改正前１０３万円　➡　改正後１１２万円 詳細 非課税となる所得※2　改正前 38万円　変更なし　改正後 38万円 給与所得控除　改正前 65万円　＋9万円　改正後 74万円	改正前１６０万円　➡　改正後１７８万円 詳細 非課税となる所得※2　改正前 95万円　＋9万円　改正後 104万円 給与所得控除　改正前 65万円　＋9万円　改正後 74万円

※１　給与収入のみの場合、収入136万円以下

※２　白馬村においては、前年中の所得が38万円以下の方が非課税となります。

お問合せ　白馬村役場　税務課　電話：0261-85-0712　ファックス：0261-72-7001

白馬村内で家を探している人がいます
～さかさまバンク制度を知っていますか？～

さかさまバンク制度とは、村内で住む場所を探している人が登録を行い、物件所有者が「貸したい・売りたい相手」を自分で選ぶことができる制度です。通常の不動産取引とは異なり、物件の情報を公開する必要がないため、プライバシーを守りつつ、じっくり時間をかけて相手を選ぶことができます。

現在、さかさまバンクに登録している方は20組います。その中の一部をご紹介します。

詳しい情報やその他登録者については、白馬村行政公式ホームページをご覧いただくか、総務課窓口までお問合せください。



Aさん（村内在住／4人家族）
賃貸物件に住んでいますが、子供が大きくなってきたため、もう少し大きな物件を探しています。



Bさん（村内在住／2人家族）
白馬に引っ越して15年ほど経ち、結婚を機に家を建てたいと思っていますが、なかなか土地が見つからず苦労しています。



Cさん（神奈川県在住／単身）
ひとりで住めるような小さな家を探しています。野菜やハーブを育てたいと思っています。

大事なお家に関することのため、たくさんの不安があると思います。信頼できる相手が見つかるまで一緒にお手伝いをしますので、まずは一度ご相談ください。



こちらから登録者一覧及び制度の詳細をご確認いただけます。

お問合せ　白馬村役場　総務課　電話：0261-72-7002　ファックス：0261-72-7001

特別会計の決算状況

◆国民健康保険事業勘定特別会計
歳入：10億7,923万3千円
歳出：10億6,980万5千円
歳入・歳出とも前年度に対し増額となりました。歳入増の主な要因は、加入者の皆さんが納付する国民健康保険税の収入が伸びたこと、歳出増の主な要因は、事業費納付金の増加によるものです。事業費納付金とは、県の国民健康保険事業運営のため県内各市町村が長野県に納付する負担金です。
国民健康保険事業では、村の特定健診に代えて人間ドック等を受診する方に受診費用の一部助成を実施しています。病気の早期発見・早期受診、重症化予防に引き続きご協力をお願いします。
令和7年度の白馬村1人当たりの医療費は281,144円で、県内77市町村の中で4番目に少ない金額となっています。

◆後期高齢者医療特別会計
歳入：1億6,685万5千円
歳出：1億6,639万6千円
75歳以上及び65歳から74歳で一定程度の障がい認定を受けた方が加入する医療制度の特別会計です。主な歳入は被保険者が納付する後期高齢者医療保険料で、主な歳出は長野県後期高齢者医療広域連合負担金です。
令和7年度の白馬村1人当たりの医療費は、821,121円で昨年度より13,836円の増額となりました。

お問合せ　白馬村役場　住民課　電話：0261-85-0715　ファックス：0261-72-7001

第78回人権週間のお知らせ

昭和23年12月10日、国際連合総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、毎年12月10日を「人権デー」と定め、今年で78回目となります。

毎年12月10日を最終日とする12月4日から12月10日の1週間を、**「人権週間」**として、全国各地で啓発活動を行います。

人権週間は、人間関係や日頃の言動を振り返るきっかけとなる週間です。

自分がされて嫌なことはしない、相手の立場に立って考えてみるといった小さな配慮が、安心できる地域や職場をつくります。

まずは、お互いを尊重しあう意識を広げていきましょう。

人権教室を開催しました

10月8日に、信学会白馬幼稚園で、白馬村人権擁護委員の皆様による、人権教室が行われました。

当日は、人権教育のDVD鑑賞を通じて、お友達に優しくすることや命の大切さについて学びました。

また、人KENまもるくん、人KENあゆみちゃんと一緒に、元気いっぱいダンスも楽しみました。

「優しさと思いやりの心」を持ってもらえるよう、今後も啓発活動を継続していきます。





お問合せ　白馬村役場　住民課　電話：0261-85-0715　ファックス：0261-72-7001

税務署からのお知らせ
令和8年分青色決算説明会のご案内
（個人事業主の皆様へ）

税務署では、個人事業主の方の青色申告決算書の作成方法や作成に当たっての注意点などについて、青色申告会の協力を得て、次のとおり説明会を開催します。

この機会に是非ご出席ください。

対象となる方	開催日	開催時間	開催会場	対象地区	留意事項
事業所得を有する青色申告者	令和8年12月2日（水曜日）	13時30分から15時30分	大町商工会館	大町市	【先着順】各会場30名　定員に達した場合には、ご参加いただけない場合がありますのであらかじめご了承ください。
	令和8年12月3日（木曜日）	13時30分から15時30分	松川村商工会館	松川村 池田町	
	令和8年12月7日（月曜日）	13時30分から15時30分	小谷村商工会館	小谷村 白馬村	
農業所得を有する青色申告者	令和8年12月4日（金曜日）	13時30分から15時30分	JAアプロード2階オーロラホール（大町市）	全市町村	【要事前予約制】　令和8年12月3日(木曜日)16時までにお電話でご予約願います。 【連絡先】　大町税務署　個人課税部門　0261-22-0674

おうちで作成 ネットで申告　e-Tax

国税庁ホームページで作成する方は、コチラ
WWW.nta.go.jp
確定申告　検索

スマホで作成する方は、コチラ

国税庁では、ＹｏｕＴｕｂｅの国税庁動画チャンネル内の再生リスト「記帳・決算のしかた」において、記帳の方法について解説した動画を掲載していますので、新たに事業を始められた方や、記帳の方法が分からない方は、是非ご覧ください。

説明動画はこちら

お問合せ　大町税務署（担当：個人課税部門）　電話：0261-22-0674

冬期スクールバスの白馬村役場駐車場使用について

今年度運行しています白馬北小学校スクールバス停車場所として、12月1日から白馬村役場北側の駐車場を使用しています。駐車スペース2台分を使用し大型バスが停車するため、運行期間中は車両の駐車はお控えいただくようお願いします。白馬村役場駐車場をご利用の方にご不便をお掛けしますが、停車場所確保にご協力をお願いします。運行期間、使用時間及び使用場所は次のとおりです。

運行期間
令和8年12月1日から令和9年3月17日（休日、祝日を除く学校登校日運行）

使用時間
午前7時30分から午前8時10分まで
午後2時30分から午後4時まで
（※使用時間は学校行事等により若干前後する場合があります。）

使用場所
写真枠線内のとおり





お問合せ　白馬村役場　教育課　電話：0261-85-0738　ファックス：0261-85-0723

宿泊税に係る無許可・無届の宿泊営業をなくすため、調査・指導を強化しています

白馬村では、令和8年6月から宿泊税を導入しています。宿泊税を適正かつ公平に運用するためには、村内の宿泊施設が旅館業法または住宅宿泊事業法に基づく適切な許可・届出を行っていることが前提となります。

そのため、白馬村では長野県と連携し、次の取組を行っています。

- 村内の宿泊施設を対象とした営業許可・届出状況などの調査
- 無許可・無届営業が疑われる施設への現地調査および指導
- 旅館業法・住宅宿泊事業法に基づく適正な営業への誘導

無許可・無届営業が疑われる宿泊施設についての情報は、下記の窓口までお知らせください。提供いただいた情報は、適切に管理し取り扱うこととします。

相談・通報窓口	電話番号
白馬村役場 観光課	0261-85-0722
長野県大町保健所 食品・生活衛生課	0261-23-6528

・村内で旅館業（住宅宿泊事業）を営む皆さまには、調査及び適正な制度運用へのご協力をお願いします。

※旅館業を営む場合は、旅館業法に基づく許可が、住宅宿泊事業を営む場合は、住宅宿泊事業法に基づく届出が必要です。無許可・無届営業が確認された場合は、関係法令に基づき、必要な指導その他の措置を行います。

お問合せ　白馬村役場　観光課　電話：0261-85-0722　ファックス：0261-72-6311

冬の水道管破裂等漏水事故に注意！

冬期間は、凍結による宅内漏水事故が急増します。

水道メーターより宅内側は、お客様の責任で管理していただくこととなっていますので、冬期間も安心して水道が使えるように水道の冬じたくをお願いします。

○特に注意が必要な場所

・気温が氷点下になると、水道管内の水が凍って、水道管やメーター等が破裂することがあります。特に多いのは次のような所です。

①むき出しになっている水道管
②屋根雪の落場付近にある外部水道
③北側にある水道管やメーター
④風あたりの強い所にある水道管やメーター

このような所にある水道管やメーターは、しっかりと凍結防止の準備をしましょう。

○水道の凍結を防ぐには

・凍結するおそれのある露出管には、凍結防止電熱帯が巻かれていますので、必ず電源を入れておきましょう。

・水道管や蛇口に保温材を取り付けてください。保温材には、取り付けが簡単な市販品もありますが、身近なものとして毛布や布などがあります。これらを水道管や蛇口部分に巻きつけ、ビニールテープなどでしっかりと固定しましょう。

・メーターボックスの中に、濡れていない保温材（発泡スチロールなど）をビニール袋などに入れたものを（発泡スチロールが割れた際にボックス内に散らばせないため）、詰めてメーターボックス内を保温しましょう。

○冬期、長い間家を空けるときは必ず水抜きをしましょう！

水抜きをしておかないと、留守の間に蛇口などが凍結破裂し、水が吹き出すことで、膨大な水の使用量となってしまいます。長期不在にする時は必ず水抜きをしてから出かけましょう。

水を細く出して凍結防止とすることは、膨大な使用量となってしまうこともあります。そうならないためにも必ず水抜きをしましょう。

〈水抜きの大まかな手順〉

①蛇口を閉めた状態で、不凍式止水栓のハンドルを右へ最後までいっぱい回すと、不凍栓の排水部から水が排出されます。
その後、蛇口を開け、蛇口から空気を吸わせると水道管内の水が抜けます。

②屋内操作型水抜き栓の場合はレバーを引き、蛇口を開け、蛇口から空気を吸わせると水道管の水が抜けます。

○水抜き時の漏水に注意

不凍栓操作が不十分（半開の状態）だと、排水部から水が流れ続け、漏水の原因となる場合があります。

不凍栓操作後には必ず水道メーターで止水できているか確認してください。

また、不凍栓操作後に水道メーターが止まらない場合は、不凍栓が破損している恐れがありますので、白馬村水道工事指定業者に修理をお申し込みください。

○給湯器やトイレ等器具の水抜きも忘れずに

不凍栓で水抜きをしても、給湯器やトイレ等の器具内の配管には水が残っています。

器具内に残った水が凍結し器具を破損させる場合が有りますので、不凍栓だけでなく、器具内の水抜きも忘れずに実施してください。

○水道が凍って水が出ないときは

タオルなどをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけて溶かします。直接熱湯をかけると、水道管や蛇口が破裂することがありますので注意しましょう。

○水道管が破裂したときは

・不凍式止水栓を閉めて水を止め、破裂した部分に布かテープをしっかりと巻き付けて応急手当をしてください。応急手当後は「白馬村水道指定給水装置工事事業者」に修理をお申し込みください。

・メーターが破裂したときは上下水道課へご連絡ください。

○メーター位置の確認をしておきましょう。

・万が一の漏水事故に備え、メーターの位置を確認しておきましょう。また、メーターの上には物を置かないようにしましょう。

お問合せ　白馬村役場　上下水道課　電話：0261-85-0714　ファックス：0261-72-7001

未使用の大腸がん検査容器を回収します

令和８年度の各種健診・がん検診の日程は、すべて終了しました。令和８年度の大腸がん検診を受診せず、未使用の容器がお手元にある方は、ご返却をお願いします。

大腸がん検査容器には使用期限があり、年度をまたいでのご使用はできません。令和９年度の大腸がん検診をお申込みいただく場合は、新しい容器をお渡しします。

・回収場所：健康福祉課２番窓口
・回収日時：平日午前８時30分から17時まで
・回収期限：令和８年12月25日（金曜日）

【ご注意ください】
検体の提出はできません。令和８年度の大腸がん検診日程は終了しています。あくまでも未使用の容器の回収です。ご協力をよろしくお願いします。



お問合せ　白馬村役場　健康福祉課　電話：0261-85-0713　ファックス：0261-72-7001

スケッター

福祉施設 お手伝いマッチングサービス

無資格・未経験でもOK

介護現場のお手伝い はじめませんか？

スケッターは、介護現場の「ちょっと手伝ってほしい」と
あなたの「少しならできる」をつなぐお手伝いマッチングサービスです。



お手伝いには保険が適用されます♪

白馬村のお手伝いを検索

スケッターの登録方法

＼ これからスケッター活動を始めたい方に向けて ／

本登録はメールから進みます
登録メール送信後は、スケッターの画面ではなく、
メールアプリを開いてください。

1 スケッターを検索
スマホで スケッターを検索
（または QR コードをスキャン）

この QR コードから
「お手伝い検索」も
「お問い合わせ」も
できます

2 メールアドレスを入力して仮登録メールを送る
自分のメールアドレスを入力し、
「登録メールを送信する」を
タップします。



3 メールアプリを開く
スケッターから届く
「新規登録の申し込み」
メールを確認します。

届かない場合はご確認ください
・迷惑メールフォルダ
・プロモーションフォルダ
・受信設定（ドメイン受信設定など）
送信元：sketter@plusrobo.co.jp

4 メール内のURLをタップして本登録へ進む
メール本文にある URL をタップすると、
会員情報登録の画面が開きます。



5 会員情報を登録して、ログイン
必要事項を入力して「会員情報を登録」を
タップします。
登録後は、スケッターのトップページ右上の
「ログイン」からログインして
活動を始めます。



お問合せ　白馬村役場　健康福祉課　電話：0261-85-0713　ファックス：0261-72-7001

子育て講演会

多様性・自主性・柔軟性
子どもたちが生きていく これからの社会とは

子どもの「やってみたい！」を大切にする子育てを一緒に考えませんか？



テーマについての講師のお話を聞くだけでなく、保護者さん同士のディスカッションを取り入れながら、楽しく過ごしましょう！



子どもに必要な力をどう育てるか？

こんなお話をします

1. 「いいなぁ～！」「やってみたいな～！」「できた！」
2. やり抜く力、踏ん張る力、集中力
3. 共感性を高める
4. 心の回復力、気持ちの切り替え
5. 自己効力感（自分にはできる）
6. 甘えさせる、可愛がるってどういうこと？どんな気持ち？
7. あなたが必要ってどう伝える？



講師

作業療法士　光保 恵 氏

大阪府内の発達専門病院・施設で作業療法士として勤務。その後、小谷村から塩尻市までの広域で、行政の健診や親子教室、保育園・小学校・中学校の巡回相談、各種講演会・研修会を行っている。0～28歳の方々やその保護者を対象に、日々、育児・遊び・学び・仕事・生活における相談業務と療育、アドバイスを実施。

講師より

発達の専門的な視点から、特性や苦手さにとらわれず、どの子にも必要となる「力の土台」を紐解きます。これからの社会を生きていくための、楽しみ方のコツ、頑張り方のコツ、心の休ませ方や回復のコツ。それらを育むための関わり方や実践についてお話しします。

託児あります
（3Fなかよしひろば）

終了後12:00まで、希望者は託児をご利用いただけます。

保育園・幼稚園に通っているお子様は、園の利用をお願いします。

日時　令和8年 **11月25日（水）**
10:00～11:30（最終12:00）※受付9:45～

会場　白馬村保健福祉ふれあいセンター 1F

申込　11月20日（金）までに、お電話か窓口でお申し込みください。

お問い合わせ・お申し込み
子育て支援課　0261-85-8101
子育て支援ルーム　080-6930-1518

子どもたちの未来のために いま、できることを。

お問合せ　白馬村役場　子育て支援課　電話：0261-85-0713　ファックス：0261-85-0723

白馬村スポーツ協会からのお知らせ

第35回アルプスゲートボール大会

9月3日(木曜日)、大町市運動公園第2屋内運動場で開催され、白馬村からは神城チームと北城チームの2チームが参加しました。計10チームが出場する中、健闘しましたが決勝トーナメント進出はなりませんでした。

第22回日野原重明カップスローピッチソフトボール大会

9月12日(土曜日)、13日(日曜日)、東京都大田区大田スタジアムで開催され、75歳以上の部にメイジャマクレ白馬が参加しました。7チームの参加でしたが、3勝1敗で準優勝を勝ち取りました。白馬選手の平均年齢は80・5歳、来年は優勝を目指します。

第11回白馬村連盟支部対抗マレットゴルフ選手権大会

9月25日(金曜日)、白馬グリーンスポーツの森で開催されました。12チーム57人が参加し、優勝した深空支部は3連覇、準優勝は飯田支部、第3位は佐野支部でした。

第30回白馬村テニス大会

10月1日(木曜日)、秋晴れの中、白馬グリーンスポーツの森で開催されました。総勢23人が4チームに分かれ18試合ずつプレーを行いました。

第25回大北スポーツ競技会

10月4日(日曜日)、大町運動公園で開催され、白馬村からは陸上25人、卓球8人、ゲートボール11人、マレットゴルフ13人、ソフトボール23人、剣道7人の総勢87人が出場し、全力を尽くし戦い抜きました。

第31回北安曇郡町村対抗ゴルフ大会

10月7日(水曜日)、あづみ野カントリークラブで開催されました。各町村から10人ずつ総勢40人が熱戦を繰り広げました。団体優勝は白馬村、準優勝は池田町、第3位は松川村、第4位は小谷村でした。個人の部の優勝は、白馬村の北林二美さんでした。

第25回白馬村振興公社杯マレットゴルフ大会

10月8日(木曜日)、快晴の中、総勢45人が白馬グリーンスポーツの森に集いました。

優勝は男子、太田勝己さん、女子、毛利暁子さん、準優勝男子、太田修さん、女子、島田八重子さん、第3位男子、大谷太喜男さん、女子、武田純代さんでした。振興公社から多数の賞品が用意され盛り上がった大会となりました。

第27回白馬村ソフトボール選手権大会

10月12日(月曜日)、村営北部グラウンドで開催されました。瑞穂トンネルズ、ニューライオンズ、八方日の出、神城ダイヤモンズ、白馬村役場の5チームが熱戦を繰り広げました。優勝は白馬村役場、準優勝は瑞穂トンネルズ、第3位はニューライオンズでした。


白馬村テニス大会


マレットゴルフ選手権大会
優勝　深空支部


スローピッチソフトボール大会
準優勝　メイジャマクレ白馬

大北スポーツ競技会


ゲートボール


陸上


卓球


ソフトボール選手権大会
優勝　白馬村役場


北安曇郡町村対抗ゴルフ大会


剣道

お問合せ　白馬村スポーツ協会　電話：0261-72-8770　ファックス：0261-72-8771

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

12 つくる責任 つかう責任

シリーズ　ミライへの分別（vol.41）

使用済みインクカートリッジの回収を始めます

白馬村は、令和8年10月1日からプリンターメーカー4社と日本郵便株式会社が協力し、家庭用インクジェットプリンターの使用済みカートリッジを回収・リサイクルする取組「**インクカートリッジ里帰りプロジェクト**」に参加しました。

限りある資源を有効に活用するため、使用済みインクカートリッジの回収にご協力お願いします。

再資源化のしくみ

回収されたカートリッジは、ゆうパックで仕分け拠点に届けられ、プリンターメーカーごとひとつひとつ仕分けられた後、各メーカーへ戻されます。

その後、各メーカーで責任をもってリサイクルされます。

仕分け拠点には、障がい者の方々が多く働く企業が選定されており、障がい者雇用支援の一助となっています。



年度	回収仕分実績	環境への貢献
令和3	368万個	143t-CO₂（杉の木 16,300本）
令和4	362万個	133t-CO₂（杉の木 15,200本）
令和5	340万個	125t-CO₂（杉の木 14,300本）
令和6	322万個	121t-CO₂（杉の木 13,800本）
令和7	294万個	119t-CO₂（杉の木 13,600本）



●回収箱の設置場所

白馬村役場庁舎
白馬リサイクルセンター
白馬郵便局



●回収できるもの

ご家庭で使用した、次の4メーカーの純正カートリッジが対象です。

・ブラザー　・キヤノン
・エプソン　・日本HP

●回収できないもの

対象メーカー以外の製品、純正品以外のカートリッジ、トナーカートリッジは回収対象外です。

著しい破損品や改造品、インクカートリッジ以外のものは入れないでください。

ビニール袋や箱から取り出し、カートリッジのみを入れてください。

お問合せ　白馬村役場　住民課　電話：0261-85-0715　ファックス：0261-72-7001

シリーズ固定資産税 ～令和9年度評価替えに向けて（第6回）～

本号では、償却資産に対する課税のしくみについて解説します。

償却資産に対する課税

固定資産評価基準に基づき、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

申告いただく方

会社や個人で宿泊施設や飲食店などを経営していたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、1月1日現在で償却資産を所有している方です。これまでに申告の実績がある方については、12月上旬に申告書をお送りしますので、1月31日までに白馬村役場税務課へ申告をお願いします。

なお、今年から事業を開始し、申告の必要がある償却資産を取得された方は白馬村役場税務課までお越しください。

償却資産の対象となるもの

①構築物（広告塔、舗装路面、太陽光発電施設、フェンスなど）
②機械及び装置（除雪機、旋盤、ポンプなど）
③車両及び運搬具（貨車、客車、大型特殊自動車など）
④工具、器具、備品（測定工具、切削工具、パソコンなど）
⑤建物付属設備（エアコン、厨房機器など）

償却資産の対象とならないもの

①土地
②建物（家屋として課税されるもの）
③無形減価償却資産
④使用可能期間1年未満の資産
⑤取得価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの（いわゆる少額償却資産）
⑥取得価格が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年間で一括して均等償却するもの（いわゆる一括償却資産）
⑦自動車税及び軽自動車税の対象となるもの

※⑤⑥の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により、確定申告等で通常の減価償却を行っているものについては課税の対象となります。

評価額の算出

今年取得された償却資産
価格（評価額）＝取得価格×（1－減価率の2分の1）

前年より前に取得された償却資産
価格（評価額）＝前年度の価格×（1－減価率）
ただし、取得価格×100分の5よりも小さい場合は、取得価格×100分の5により求めた額を価格とします。

税額の算出

原則として価格が課税標準額になりますので、それに税率を乗じて税額を求めます。

税額＝課税標準額（評価額）×1.4％

令和9年度から適用される改正

償却資産に係る固定資産税の免税点が、150万円から180万円に引き上げられます。

令和9年1月1日時点に所有する資産の課税標準額の合計が180万円に満たない場合、固定資産税は課されません。

その他、償却資産として申告が必要かどうか判断できないなど、ご不明な点があればお気軽にご相談下さい。

お問合せ　白馬村役場　税務課　電話：0261-85-0712　ファックス：0261-72-7001

村税、料金のお支払い期限

対象月	税・料金名	納期限	口座振替日	納付方法	お問合せ先
11月	国民健康保険税 第6期分	11月30日（月曜日）	11月25日（水曜日）	窓口、口座振替、コンビニ、スマホ(QR※)	白馬村役場　税務課 電話：0261-85-0712 ファックス：0261-72-7001
	後期高齢者医療保険料 第4期分			窓口、口座振替	白馬村役場　住民課 電話：0261-85-0715 ファックス：0261-72-7001
	上下水道料 11月請求分	11月25日（水曜日）		窓口、口座振替、コンビニ、スマホ(バーコード)	白馬村役場　上下水道課 電話：0261-85-0714 ファックス：0261-72-7001

※：スマホ決済(クレジットカード決済)には、別途税額に応じた手数料がかかります。

学校給食センターだより

10月の給食では、地元の食材を取り入れたメニューを提供しました。

フルーツポンチには、特産品である「食用ほおずき」のシロップ漬けを使用しました。ふるさとの特産品をデザートとして味わう機会となりました。南小学校4年生は、総合的な学習の時間に、村内の生産者の協力を得ながら、ほおずきの栽培に取り組んでいます。

また、サラダには、地元の方が納品してくださった地場産の「錦糸うり」を使用しました。シャキシャキとした食感を楽しめるサラダとなりました。

給食を通して、地元ならではの食材のおいしさや季節の恵みを、子どもたちに感じてもらえたらと考えています。

これからも、生産者の皆さんへの感謝の気持ちを大切にしながら、地元の食材を生かした給食づくりに取り組んでいきます。

「学校給食に白馬村産の農産物を届けたい！」という方は、ぜひご相談ください。

※お米とお味噌は、100％白馬村産のものを使用しています。



ポークカレー、錦糸うりサラダ、白馬フルーツポンチ、牛乳



食用ほおずきのシロップ漬け

お問合せ　白馬村学校給食センター　電話：0261-72-5143　ファックス：0261-72-3053

あなたの大切な自筆証書遺言書を法務局に預けてみませんか？

法務局では、令和2年7月10日から自筆証書遺言書保管制度の運用を開始しています。この制度は、これまで自宅で保管されることの多かった自筆証書遺言書を法務局で保管し、相続人等に通知する制度です。

この制度を利用していただくメリットとしては、

①保管手数料は1通3，900円と安価です。

②家庭裁判所の検認が不要です。

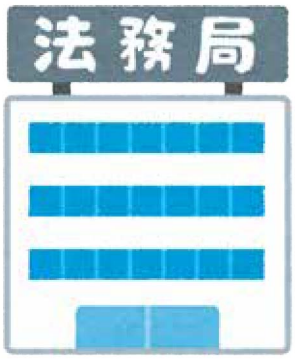
③自筆証書遺言が発見されないリスクを回避できます。

④遺言書の改ざんや紛失を防ぐことができます。

⑤保管の際には法務局の職員が民法の定めに基づいて遺言書が作成されているか外形的な確認をして保管するので、方式不備による無効を防ぐことができます。

なお、この制度の手続きには事前の予約が必要です。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。



（法務省ＨＰ）

お問合せ　長野地方法務局大町支局　電話：0261-22-0379

入札結果

入札日	令和8年10月5日
工事名	令和8年度　村道照明修繕工事
工事箇所	岩岳トンネル
落札者	(有)宮田電気商会
予定価格	15,202,000円
最低制限価格	13,867,760円
落札決定額	14,850,000円
入札者	(有)宮田電気商会 (有)安春電気商会 以上2名

入札日	令和8年10月9日
工事名	令和8年度　みそら野雪押場改良工事
工事箇所	みそら野
落札者	(株)白馬三津野
予定価格	3,564,000円
最低制限価格	3,176,627円
落札決定額	3,190,000円
入札者	(株)大糸 姫川建設(株) (株)落田 (株)白馬三津野 (株)宮尾建設 (有)吉田建設 (有)田中建設 (有)ダイトー工業 白馬ソイル工業(株) (有)塩島組 (株)太田造園 以上11名

入札日	令和8年10月27日
工事名	令和8年度　白馬村役場庁舎･多目的研修集会施設トイレ改修工事
工事箇所	白馬村役場
落札者	(有)池田建設
予定価格	41,250,000円
最低制限価格	37,985,288円
落札決定額	40,810,000円
入札者	(株)宮尾建設 (有)池田建設 (有)彦工務店 リホーム白馬 以上4名

カメラスポット



火の用心を絵で伝える

防火ポスター表彰式

10月16日（金曜日）、白馬村役場2階203会議室で、北アルプス広域北部消防署主催の防火ポスター表彰式が執り行われました。白馬村・小谷村の小中学生から寄せられた86点のうち、15点が入賞。入賞作品は第56回白馬村文化祭で展示されました。



白馬中生が環境大臣賞

Green Blue Education Forum 2026

10月15日（木曜日）、白馬中学校「SDGsサークル」の生徒が、「Green Blue Education Forum 2026」で環境大臣賞を受賞し、役場を訪れました。大会は国内の25歳以下を対象に、「守り残したい環境、創りたい未来」をテーマとした3分以内のプレゼンテーション動画を募集したものです。



災害を乗り越え未来へ根付く

黒豆沢災害復旧事業 完成記念植樹式

10月17日（土曜日）、令和5年12月16日に発生した黒豆沢土砂災害の復旧工事の完成を記念し植樹式を行いました。

災害復旧事業に関わられた皆様にご参加いただき、黒豆沢の地に根を張り、成長していく姿を、地域の安心、発展のシンボルとして「イタヤカエデ」を５本植樹しました。

白馬高校





HAKUBA H.S. Report Channel
白馬高校レポートチャンネル



令和8年 10月5日　第204号
発行：白馬高校 教務係
TEL 0261(72)2034(代表)

・1年 北アルプス学フィールドワーク ・2年 修学旅行（広島・大阪） ・3 年 富山研修旅行

▸1 年生は「北アルプス学」という本校オリジナル授業の一環で、白馬バレーにある各ゲレンデでフィールドワークを行いました。雪の降る冬だけでなく、雪が降らないグリーンシーズンでも観光客に楽しんでいただく施策を考える施設の方にお話を伺い、訪れている観光客にインタビューし、生徒自らも施設のアクティビティを実際に楽しみ、現地でしか味わえない魅力の調査を行ってきました。フィールドワーク前には、授業内で各ゲレンデについての下調べ、質問する内容を決める等、学びを深めました。これから各施設の魅力が伝わる PR を考え、お世話になった方々へプレゼンテーションの準備をします。各施設の関係者の方々に快くご協力いただき、授業で取材方法について講義いただいた記者の方にフィールドワーク当日の取材をしていただきました。貴重な機会をいただき、心より感謝申し上げます。

▸2 年生は待ちに待った修学旅行。島に暮らす方々の暮らしを身近に体験できる民泊を経験し、広島での平和学習、大阪のUSJ、自由行動など多くの方にご協力いただき思い出を作りました。修学旅行の前には、丸1日を使って各々の探究テーマを進める「探究デー」が設けられ、関係各所へのインタビュー、現地調査、モノづくり、調べ学習などを進めました。

▸3 年生は卒業後の進路実現のため、9 月に入ってからはより本格的に願書や小論文の特訓、多くの教員にアポイントを取って面接練習を重ねる等、熱心に自分と向き合って取り組んでいます。先日、リフレッシュも兼ねて日帰りの研修旅行に行きました。雨晴海岸→道の駅氷見→富山市ガラス美術館→道の駅蜃気楼のコースで長野県にはない海岸や海の幸をここぞとばかりに堪能しました。まだまだ 1 年の折り返し地点。残りの半年も熱く高校 3 年生を満喫してほしいです。




強歩大会、 就労体験（1 年生）、進路説明会（2 年生）

9 月 25 日に強歩大会が行われました。全 25 ㎞を走る生徒、歩く生徒など様々。全員が無事にゴールしました。1 位のタイムは 1:41:02。道中には給水スポットが数か所あり、生徒や教員のサポートがありました。PTAの皆さんが用意してくださった豚汁や白馬の道の駅の紫米のおにぎりも、ゴール後の冷えたお茶も「おいしい！」と大好評。2 年生は進路担当の教員から、卒業後の進路を考える進路説明を受けました。3 年生は放課後も図書室で自主勉強を頑張っています。

1 年生は就労体験も行いました。事前学習では、お世話になる施設について調べ、生徒自ら施設の方に電話で挨拶を行いました。体験後は「働くとはどういうことか？」を改めて考え、お世話になった施設の方へ感謝の手紙を書きました。





館報
はくば
2026.11.16
Vol. 538
白馬村公民館
館長　大塚　敦司
Tel.0261-85-0726
Fax.0261-85-0723

椎名豊ジャズコンサート

9月13日（日曜日）、協和ウイング白馬文化ホールで「椎名豊ジャズコンサート（Yutaka Shiina Inspired Swing Quintet Jazz concert in Hakuba）」が開催され、会場には村内外から多くの方が訪れ、迫力ある本格的なジャズの演奏を楽しみました。

今回の公演では、演奏だけでなく、椎名豊さんによるレクチャーや曲の解説も交えながら、ジャズの聴きどころや楽しみ方を分かりやすく紹介いただきました。さらに、男女のパートナー同士の「ケンカ」と「仲直り」を音楽で表現するなど、ユーモアたっぷりの演出もあり、演奏者同士の掛け合いや表情豊かなパフォーマンスに、会場からは笑い声が起こり、客席は大いに盛り上がりました。

軽快でリズミカルナンバーからしっとり聴かせる曲まで、ピアノ、トランペット、サックス、ベース、ドラムが織りなす息の合ったアンサンブルがホールいっぱいに響き渡り、曲ごとに大きな拍手が送られました。訪れた皆さんにとって、ジャズの魅力を身近に感じることができる、特別なひとときとなりました。





白馬村制施行70周年記念第66回白馬村村民運動会

9月6日（日曜日）に白馬クロスカントリー競技場スノーハープで白馬村制施行70周年記念第66回村民運動会を開催しました。

天候が心配されましたが、最後まで雨は降らず、涼しい気候の中で、多くの村民の皆様に参加いただき、大玉送り、ジャンケン列車、ちゃっといけ（障害物競走）、玉入れ、綱引き、リレー等8つの競技を行いました。

競技の合間には会場の皆さんと一緒にダンス体験や、伝統の「白馬小唄」を踊りました。また、今回はKIDSコーナーとして、トランポリンやエアー遊具を設置し、多くのお子様に好評をいただきました。

ご参加・ご協力いただいた地域の皆様、出店・協賛いただいた皆様、ありがとうございました。
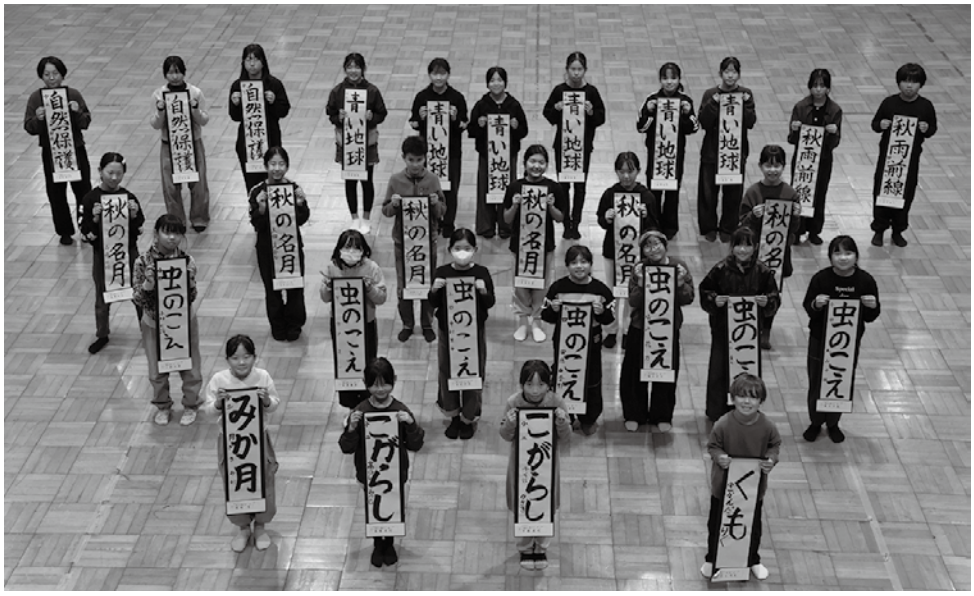










第42回白馬席書大会が開催されました

10月24日（土曜日）に白馬村役場多目的ホールにて第42回白馬席書大会が開催されました。
小学1年生から中学3年生まで総勢28名が参加しました。
いつもとは違う雰囲気の中、子どもたちは心を落ち着かせ、一字一字丁寧に筆を走らせ自分を表現していました。
推薦各賞の受賞者は以下の皆さんです。



白馬中学校3年生	田中　衣織	白馬村長賞
白馬中学校1年	岡本　紗楽	白馬村議会議長賞
白馬北小学校6年生	福島　雅	白馬村教育長賞
白馬北小学校5年生	太田　まかな	白馬村公民館長賞
白馬北小学校4年生	礒江　花乃	大糸タイムス社賞
白馬北小学校3年生	岡崎　澪	白馬村社会教育委員長賞
白馬北小学校2年生	千國　美咲	白馬村子ども会育成会長賞

白馬と松竹映画　（文:木曽寿紀）

白馬村図書館で白馬の古写真を集めてデジタルアーカイブ化する取り組みを見かけました。画像の再現性は高く、近年はＡＩで画像の被写体に自然な動作もつけられるそうです。それでいえば映像資料などはより一層、年齢や予備知識、言語に関係なく、観る人を没入させる視認性の高さが魅力です。

昭和30年前後、当時のスキー界を席巻した名スキーヤー、トニーザイラーを主演とした映画作品が立て続けに封切されます。その一作『銀嶺の王者』は白馬をメインロケ地に、60年以上前の白馬の景観を生き生きと劇中に取り込んでいます。スキー選手として活躍する主人公がスキー中の友人の死に憔悴し、傷心旅行に日本の山間にある寒村を訪れ、村民との交流やロマンス、ひと波乱、そして…と起承転結のはっきりした物語構成は、いまでも老若男女問わず楽しめる内容になっています。昔の映画には今の作品に散見される小難しさなどがあまりないため全世代に刺さる面白さがあります。

物語も去る事ながら茅葺の長谷寺本堂、蒸気機関車の走る大糸線、いまはなき信濃森上駅に、当時の白馬北小学校の木造校舎などつい村民としてはそちらにばかり気を取られてしまいます。当時の白馬がフルカラーで映像に収められており、私よりもむしろ30年代前後の景色をよく覚えている方が観た方が色々映り込んでいるでしょうから、ご披露の機会でもあればいいのですがこの作品、いわゆるレーザーディスクでのみ販売されたためＶＨＳビデオなどよりよほど再生するだけでも難しく、そういう点でも幻の作品になっています。大学の恩師に相談したところ、私も作品を観る事ができたのですが、映画は大スクリーンで観るものと相場が決まっております。約90分の上映時間は村内で上映でもすれば、エンドロールまで客席の誰一人決して飽きさせる事はないでしょう。一度手頃な音響機材とスクリーンがあれば、この作品と映る白馬の世界に大スクリーンで浸ってみたいものです。



図書館だより No.299

令和8年11月
白馬村図書館
TEL(72)-5200

図書館のおやすみ	・月曜日　祝日 ・毎　月　最終金曜日（館内整理休館日） →祝日と重なる場合、休館日が変更となります。 ・その他　やむを得ず、臨時休館・臨時閉館する場合があります。
図書館の開館時間	午前9時から午後6時まで

○新着案内

【一般・郷土】

書　名	著者名	出版社
地球の歩き方歴史時代シリーズ　平成	地球の歩き方編集室編集	地球の歩き方
勉強が面白くなった瞬間	東大カルペ・ディエム著	東洋経済新報社
農家が教える厄介な雑草の叩き方	農山漁村文化協会編	農山漁村文化協会
最新パワハラ防止法対策がよ～くわかる本	池辺　健太著	秀和システム新社
一番わかりやすい!図解相続・贈与のすべてがわかる本	曽根　恵子監修	扶桑社
健康寿命を延ばすために知りたいことが全部のってる本	荒木　厚　ほか監修	主婦の友社
史上最高に美味しいフライドポテトの作り方	タカタク著	ワニブックス
あなたのいない世界で	原田　ひ香著	光文社

【児童書・絵本】

書　名	著者名	出版社
それ“も”犯罪かもしれない図鑑	小島　洋祐　ほか監修	金の星社
はたらく細胞病気を学べる図鑑	清水　茜原作	講談社
絵で見て楽しい！はじめての華道	假屋崎　省吾監修	すばる舎
パンどろぼうとさすらいラーメン	柴田　ケイコ作	KADOKAWA
アコとリコ	蒼沼　洋人著	講談社

【雑誌】

雑誌名	特集名	出版社
日経TRENDY　12月号	2027ヒット予測100　2026ヒット商品30	日経BPマーケティング
ハルメク　12月号	筋肉を育てて、体も脳も若返る	ハルメク



『生きて帰れ!坂本弁護士一家事件“再会”までの2134日』
小島 周一著（旬報社）

1989年の事件発生から、1995年の遺体発見までの経緯や救出活動の裏側を描いたノンフィクション。著者は、坂本弁護士の同僚弁護士であり、一家を救出する活動を続けてきた。坂本弁護士との友情や、弁護士業務のリスク管理についても語る。



『5秒で見破れ!全員ウソつき　ハロウィン島からの大脱出』
田中 智章 文 ／ ビブオ 絵 ／ 植松 峰幸 監修（朝日新聞出版）

少年シンとカラスのクロが迷い込んだハロウィン島の島民は、全員ウソつき。おばけや魔女に仮装をした島民のウソを見抜いて、島から脱出せよ！数字と言葉、そして論理力を駆使して、真実を見極めよう。



『誤訳するこの世界で僕は』
ブレイディみかこ著（講談社）

英国の海辺の町に留学した僕。間借り先の大家さんは、お茶目で、公平で、前向きで、人情味あふれる人。そして、秘められた過去を抱える人でもある。著者が暮らすブライトンを舞台に、語学留学した「僕」の成長を描く、少し苦くて、さわやかな青春小説。



『歩きだした家』
サイモン・ハウ作／椎名 かおる訳（あすなろ書房）

自分の居場所はここじゃない、と思っている家がありました。そこで、よいしょと立ち上がり、歩きだしました。都会の真ん中、目の前に海が広がる岸壁、よさそうな場所を探してあちこち座ってみるのですが・・・。

○年末年始の休館日のお知らせ

令和8年12月27日（日曜日）から令和9年1月4日（月曜日）まで、図書館は休館します。
返却は、1月5日以降に、カウンターまたは返却ポストへお願いします。



保健ガイド　11月から12月

16日から翌月末までの予定を日付順に記載しています。

■ 乳幼児健診等

会場:白馬村保健福祉ふれあいセンター1階

月　日	曜　日	事業名	対象になるお子さん
11月19日	木曜日	1歳半健診	令和7年2月6日から5月17日生
11月24日	火曜日	理学療法(PT)相談	予約制
11月26日	木曜日	2か月育児相談	令和8年9月生
11月27日	金曜日	前期乳児健診	令和8年6月から7月22日生
11月27日	金曜日	後期乳児健診	令和8年1月生
12月 3日	木曜日	よちよち相談	令和7年7月15日から9月生
12月 3日	木曜日	ぴよぴよ教室	令和8年7月から8月8日生
12月 7日	月曜日	育児相談	予約制
12月16日	水曜日	3歳健診	令和5年9月から10月生
12月17日	木曜日	2歳相談	令和6年9月から12月17日生
12月18日	金曜日	もぐもぐ相談	令和8年5月から6月生
12月21日	月曜日	理学療法(PT)相談	予約制

■ 予防接種

会場:白馬村保健福祉ふれあいセンター1階

月　日	曜　日	事業名	対象になるお子さん
11月18日	水曜日	乳幼児予防接種	個別にご案内しています
12月 1日	火曜日	乳幼児予防接種	個別にご案内しています
12月23日	水曜日	乳幼児予防接種	個別にご案内しています

お問合せ　白馬村こども家庭センター(白馬村教育委員会　子育て支援課内)　電話:0261-85-8101

■ 子育て支援ルーム

月　日	曜　日	事業名	対　象	時　間
11月25日	水曜日	子育て講演会	未就学児保護者	10時00分から
12月 2日	水曜日	お昼会	未就園児親子	11時30分から
12月 9日	水曜日	わくわくサーキットひろば	未就園児親子	10時30分から
12月11日	金曜日	おはなし会	未就園児親子	11時15分から

【なかよし広場のお知らせ】
☆なかよし広場は、白馬村保健福祉ふれあいセンター３階へ移転しました。
☆乳幼児のお子さんとそのご家族が、自由に遊び、交流できる「親子の居場所」です。ぜひお気軽にお越しください。
・開館日：月曜日から金曜日
・利用時間：午前９時 30 分から正午
※土曜日、日曜日、祝日は休館日です。
※支援ルームは登録制となっておりますので、初回利用時に登録カードの記入をお願いします。
※イベントの予約は、子育て支援ルームへご連絡ください。
※行事日程や急な休館等の情報は、白馬村行政公式ホームページおよび白馬村公式 LINE に掲載します。
※白馬村公式 LINE の事前登録をおすすめします。
お問合せ　白馬村子育て支援ルーム(子育て支援課)　電話:080-6930-1518　ファックス:0261-85-0723
※移転期間中は、携帯電話へご連絡ください。

■心の相談会(予約制)

開設日	時　間	場　所	お問合せ先
11月24日(火曜日)	10時から15時まで	白馬村保健福祉ふれあいセンター 2階　福祉相談室	白馬村役場健康福祉課　0261-85-0713
12月22日(火曜日)			

※予約は公式LINEの申請ボタンからお願いします。

■人権・心配ごと相談

開設日	時　間	場　所	相　談　員	お問合せ先
12月8日(火曜日)	13時から16時まで	白馬村保健福祉 ふれあいセンター2階 ボランティアルーム	人権擁護委員	白馬村社会福祉協議会 0261-72-7230

※予約は必要ありませんので、お気軽にお越しください。※12月10日は人権デーです。

■心配ごと相談

開設日	時　間	場　所	相　談　員	お問合せ先
1月12日(火曜日)	13時から15時まで	白馬村保健福祉 ふれあいセンター2階 ボランティアルーム	司法書士 人権擁護委員 民生児童委員	白馬村社会福祉協議会 0261-72-7230

※予約は必要ありませんので、お気軽にお越しください。

広報はくば
11
2026
vol.602
発行・白馬村役場
〒399-9393
長野県北安曇郡白馬村大字北城7025
TEL 0261-72-7002
編集・広報編集委員会
ファックス 0261-72-7001

姉妹都市コーナー

静岡県 河津町



綺麗に盛り付け



手順を確認しながら調理する参加者



出来立ての料理を囲んで交流

学んで、おいしく食育

河津町健康づくり食生活推進協議会（食推協）は9月25日、「学んで、おいしい。大人の食育講座」を保健福祉センターで開催しました。

食推協を知ってもらおうと、定期開催しているヘルスメイト研修を初めてオープン開催として実施し、子育て世代を含む8人、会員9人が参加し調理実習などを通して食に関する知識を深めました。

参加者は「ミルク親子丼」「ナスのごまあえ」「白玉だんごのフルーツ添え」を調理しました。ナスのごまあえは郷土料理で、会員の島崎公子（きみこ）さんが、お盆に赤飯（めし）と一緒に仏壇に供える風習を紹介しました。

県健康福祉部や賀茂健康福祉センター職員による講話では、食の安全性や食品表示、大人の食育について学びました。

参加者は会員からアドバイスを受けながら調理し、出来立ての料理を味わい交流を楽しみました。

和歌山県 太地町



参加型創作・交流イベント「くじらまみれ」

今年で5回目となる、参加型創作・交流イベント「くじらまみれ」が、9月20日から9月22日の3日間、太地町立くじらの博物館で開催されました。

過去最多となる35組のクジラ好きの作家が出展し、イルカやクジラを題材にした作品の展示・販売が行われました。

天候に恵まれない日もありましたが、連日多くの方にご来場いただき、盛況のうちに終了しました。

ご参加・ご来場いただいた皆さま、ありがとうございました。

来年度の開催も、どうぞお楽しみに。

有料広告欄

スマホアプリで広報はくば配信中！！
マチイロ
マチを好きになるアプリ
App Store からダウンロード
Google Play で手に入れよう

白馬村役場 公式 LINE
LINE

広告募集中 広報はくば及び白馬村行政公式ホームページに掲載する広告（有料）を募集しています ＊お問合せ 白馬村役場総務課

ケーブルテレビ白馬に関するお問い合わせは…

ケーブルテレビ白馬指定管理者：
株式会社エーアイシーコミュニケーションズ
受付時間：平日8時30分～17時30分
・加入／故障等のお問い合わせは
TEL 0261-85-0074
・取材等のお申込みは
TEL 0261-85-0116

認知症の相談窓口は

地域包括支援センターです
お気軽に *72-6667* にお電話ください
白馬村の認知症サポーター数 2,096 人
（令和8年11月現在）



編集後記

秋も深まり、朝夕の冷え込みに冬の訪れを感じる季節となりました。

11月号の表紙には、10月30日（金曜日）から11月1日（日曜日）までの3日間にわたり、協和ウイング白馬で開催された白馬村村制施行70周年記念・第56回白馬村文化祭の様子を掲載しました。文化祭では、白馬村で行われている多彩な文化活動の発表を通して、文化の豊かさや、地域活動の新たな魅力を発見されたことと思います。スポーツの秋、芸術の秋でもあります。ぜひこの機会に、新しい趣味や活動を見つけてみてはいかがでしょうか。

（広報編集担当：藤戸）

人口：8,192人　男：4,111人　女：4,081人　世帯：4,305世帯
（令和8年11月1日現在）

VEGETABLE OIL INK
再生紙を使用しています